ふるさと歴史散歩

◆伝承行事編◆

華美堂（はなびどう）【花日堂】（大門地区）

女の子だけが参加して毎年3月26日に行われる祭事で、始まりは定かではありませんが、明治の頃には既に行われていたようです。

午前9時頃、大門区民館に集まった小学生の女の子たちは、高学年と低学年に分かれます。高学年は紙粘土で「神様」をイメージした30㎝ほどの人形を作り、椿の花と一緒に段ボール箱に入れます。箱はふたを閉め、竹竿にひもでくくりつけられます。この作業中は他の人に見られてはいけません。この間低学年は、短冊に切った半紙に「天にも地にも我一人」という言葉をそれぞれ3枚書きます（高学年も書く）写真❶。

この短冊は2本の細い竹竿におみくじの様に結ばれます写真❷。

お母さん方は、お供え物を作ります。全ての準備が整ったら、子ども達は一列に並び写真❸、先頭の子がお供え物、続いて竹竿、神様を入れた箱、手持ち太鼓、拍子木、椿の花筒と順に持って区民館の近くの道祖神（どうそじん）まで歩きます。道祖神の周りを、お経を唱えながら7周まわると穴を掘り、神様とお供え物、花筒を一緒に埋めます写真❹。埋めた上には短冊がついた竹竿を交差して置きます写真❺。

これが「華美堂」と呼ばれる習わしのおおまかな内容です。

■昔は2日間かけてやっていた

「そうさなあ、うろ覚えだけどよ…。あの頃は、3月25日の昼から集まって、低学年は椿の花を取ってきたり、セリを摘んできて、高学年の子たちは、各家々を回って、お米やお金なんかをもらってきたんだよ。当時はお金がなかったから多く集まったお米は売ったりもしてなあ。買い物や、短冊をつくったりと、準備を前日にしたんだよ。26日は、当番の家に集まって祭事が終わったら、歌を歌ったり、踊りを踊ったりして夜まで遊んだんだ。一カ月くらい前から練習してなあ。今で言うお楽しみ会みたいなことをやって、そこの家に泊まる人もいたっけなあ」

70年ほど前に体験したという久賀小学校の近くに住む姉妹に、華美堂の話を聞くことができました。

町史の上巻にもこの祭事のことが書かれています。それによると、家内安全と無病息災を祈願してお釈迦様の葬式になぞらえて伝わってきた行事であり、以前は毎年4月7日に行われていたが、学校が休みになる春休みの一日になったようです。同じく町史の井戸山地区にもこれとよく似たお釈迦様をまつる行事のことが書かれています。

※ここでは、各地域で行われている風習などを紹介して、もっと多古町のことを知ってもらおうというものです。「うちの地域ではこんなことをやっているよ」と教えていただける方は、ご連絡をお待ちしています。

犬や猫の引き取りを依頼する前に！

― 小さいけれど…同じ命です ―

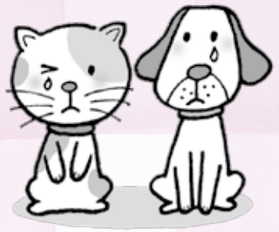

引き取られた犬や猫は一部を除いて殺処分されます。「飼えなくなったから」といって引き取りの依頼をする前に、飼い主としての責任を果たしましょう。

千葉県動物愛護センターでは、次のような動物愛護事業を行っています。ぜひご利用ください。

犬や猫の「飼い主探しの会」

※予約が必要です

欲しい方、あげたい飼い主との出会いの場です。

■開催日　5月11日(日)、6月8日(日)

- **欲しい方**…午前9時～9時30分受付、30分間の受講後10時からあげたい方との話し合いを行います。
- **あげたい方**…午前9時30分～10時受付、10時から欲しい方との話し合いになります。

「犬のしつけ方教室」

※予約が必要です

犬の問題行動が原因で、飼い主の手に負えなくなるケースがあります。「犬のしつけ方」を学ぶことで、問題行動を防止することができます。

①基礎講座

■開催日　5月11日(日)、6月8日(日)
■時　間　午後0時30分～1時　受付
　　午後1時～2時30分　受講
■募　集　先着20組40名程(無料)

②実技講座

■開催日　5月11日(日)、6月8日(日)
■時　間　午後1時30分～2時　受付
　　午後2時～4時　受講
■募　集　先着20組40名程(飼い犬と一緒の参加)
■受講料　3,000円

一般譲渡会

愛護センターで保護している成犬・成猫を欲しい方に譲ります。

■開催日　5月22日(木)、6月26日(木)
■時　間　午後1時～1時30分　受付
　　午後1時30分～3時　譲渡会

※受付時間に遅れた場合は参加できません。

◆不妊・去勢手術をしましょう

引き取り依頼される犬や猫の多くが、子犬と子猫です。不幸な命を増やさないためにも、繁殖を望まない場合は不妊・去勢手術をしてください。

◆捨てないで！

飼えなくなった動物を捨てることは**犯罪**です。

★注意!!
各事業の詳細について必ず事前にご確認ください。

★「犬のしつけ方教室」②実技講座の予約は
千葉県動物保護管理協会　☎043-214-7814

お問合せ●千葉県動物愛護センター
☎0476-93-5711

合併処理浄化槽の補助制度について

町では、家庭から出る生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を新規に設置する方や既設の単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽に変える方に費用の一部を補助し設置促進を図っています。補助基数には限りがありますので、早めにお申し込みください。

人槽区分	補助金限度額			
	新規設置	くみ取り便槽からの転換		単独処理浄化槽からの転換
		既設便槽の転換	建物の建替えを伴う転換	
5人槽	221,000円	432,000円	332,000円	512,000円
6～7人槽	276,000円	514,000円	414,000円	594,000円
8～10人槽	365,000円	648,000円	548,000円	728,000円

※工事着工後の申請では補助金が**受けられません**ので、ご注意ください。

お問合せ●
生活環境課環境係
☎ 76-5406